

### 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、4月20日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

#### 一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

#### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

#### 都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396**

相談票に記入のうえ、送信



#### 発熱などの症状がある方の相談先

##### かかりつけ医がいる場合

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

##### かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

#### 東京都発熱相談センター

**☎5320-4592**または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

#### 墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 \*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

#### 後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

#### 墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191**

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



### 接種を検討中の方はお早めに 新型コロナウイルスオミクロン株 対応2価ワクチンの追加接種

墨田区に住民票がある12歳～64歳の方で、下記のいずれの要件にも該当しない場合、5月8日～8月31日の間、上記ワクチンの追加接種は受けられません。接種を希望し、いずれの要件にも該当しない方はご注意ください。9月以降の詳細は、随時区ホームページ等でお知らせします。区HP



**[要件]**▶基礎疾患がある ▶新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めている ▶医療従事者や高齢者施設従事者等である**[予約]**事前に▶電話で問合せ先へ ▶墨田区専用予約システム(☎https://g131075.vc.liny.jp)から申込み**[問合せ]**墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む) 予約



**ご注意ください** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

### 感染症法上の類型が変更されます 新型コロナウイルス感染症

現在、国が「2類相当」としている新型コロナウイルス感染症は、5月8日から「5類」に変更されます。類型の見直しによる変更点は、区ホームページをご覧ください。感染症法上の位置付けが変更されても、新型コロナウイルス感染症との共存に向けて、換気や3密の回避、手洗い、手指消毒などを継続しましょう。

**[問合せ]** 保健予防課感染症係 ☎5608-6191



### あなたの寄付が、地域のまちづくり 活動を育てます すみだの力応援基金

区では、皆さんからの寄付を積み立て、地域の課題解決や活性化につながる活動に助成する「すみだの力応援基金」を設置しています。令和4年度は基金に対して約229万円、プロジェクト支援に対して約4530万円の寄付がありました。ご協力ありがとうございました。地域の活動を応援するため、引き続き基金への寄付を受け付けています。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

#### 助成事業実施報告会

基金を活用した助成事業である「すみだの力応援助成事業」と「すみだの夢応援助成事業」において、令和4年度に助成を受けた団体による報告会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

**[とき]**5月14日(日)午前9時～**[ところ]**区役所会議室131(13階)**[定員]**先着20人**[申込み]**事前に催し名・氏名・電話番号を、Eメールで地域活動推進課まなび担当☎5608-6202・✉katsudosuishin@city.sumida.lg.jpへ \*受け付けは5月11日まで



### 資源の有効活用にご協力を 古着・水銀式体温計等の回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や水銀式体温計等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフー



HP 区ホームページで検索する場合は、「記事のタイトル」で検索

**広告** お元気ですか?お宅のたたみ! 詳しくはHPか電話で。 あなたの町の(有)たたみ工房さいとう 緑四☎03-3631-9591

ドドライブを実施します。

**[回収日時/回収場所]**▶5月7日(日)/区役所1階正面玄関前 ▶5月20日(土)/文花宮前橋公園(文花1-32-11) ▶5月27日(土)/中和公園(菊川1-18-25) \*時間はいずれも午前9時～午後2時 \*水銀製品の回収は5月7日(日)のみ**[回収品目]**洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、水銀式体温計・温度計・血圧計 \*詳細は区ホームページを参照**[対象]**区内在住の方 \*事業者を除く**[費用]**無料**[持込方法]**水銀製品はケースに入れるか新聞紙等に包み、その他は回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ \*車での来場は不可**[問合せ]**すみだ清掃事務所分室☎3613-2228

### ご存じですか 骨髄移植ドナー支援事業

日本では、骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている人が、毎年2000人いると言われています。区では、骨髄等の提供希望者の増加と、骨髄等の移植の推進を図ることを目的に、骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)とドナーが勤務する事業所に助成金を交付する「墨田区骨髄移植ドナー支援事業」を実施しています。

**[助成内容]**骨髄等の提供のための通院または入院1日当たり▶提供者(ドナー)=2万円 ▶ドナーが勤務する事業所=ドナー1人につき1万円 \*いずれも上限7日間**[申請期間]**骨髄等の提供が完了した日から1年以内**[問合せ]**保健計画課保健計画担当☎5608-6189

### 募集します 第46回隅田川花火大会の市民協賛者

7月29日(土)に開催予定(荒天等の場合は中止)の隅田川花火大会の市民協賛者(個人)を募集します。協賛金は、大会支援寄付として大会を運営するための事前準備費用に充てます。市民協賛者は特設観覧席に招待します。

**[会場・募集数等]**下表のとおり**[申込み(会場1・2・4の場合)]**希望会場(1か所のみ)、協賛口数(会場4を希望する場合のみ)、代表者の氏名(ふりがな)・郵便番号・住所・電話番号を、はがき(1グループにつき1枚のみ)で5月16日(消印有効)までに隅田川花火大会実行委員会市民協賛受付墨田事務局(〒130-8640吾妻橋1-23-20・墨田区役所内)☎5608-1111へ \*申込み多数の場合は抽選 \*当選者には6月23日までに振込用紙を送付(落選の場合、通知なし)**[申込み(会場3・5の場合)]**5月8日午前10時から専用サイトで申込み \*定員になり次第受け付け終了 \*詳細は隅田川花火大会のホームページを参照



会場	観覧会場	申込可能口数	協賛金額(1口あたり)	招待人数(1口あたり)	総募集口数	申込方法
1 台東リバーサイドスポーツセンター 野球場(団体席)	第一会場(台東区側)	1口のみ	8万円	22人	100口程度	はがき(抽選)
2 台東リバーサイドスポーツセンター 野球場		1口のみ	2万円	5人	1550口程度	はがき(抽選)
3 台東リバーサイドスポーツセンター 少年野球場		1口のみ	2万円	5人	500口程度	専用サイト(先着)
4 隅田公園そよ風ひろば	第一会場(墨田区側)	4口まで	6000円	1人	500口程度	はがき(抽選)
5 両国親水テラス	第二会場(墨田区側)	4口まで	6000円	1人	1850口程度	専用サイト(先着)

①会場1～3はビニールシート、会場4・5はパイプ椅子での観覧です。  
②人数には代表者を含みます。大会当日時点で1歳以上の子どもは、1人として数えます。  
③大会が中止の場合を含め、いかなる場合であっても協賛金は返還しません。

**ご注意ください** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

### 申込期限は9月30日です **マイナポイント事業**

マイナンバーカードをお持ちの方(2月28日までにマイナンバーカードの申請を行った方)のマイナポイントの申込期限は、9月30日です。マイナポイント事業の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。



なお、決済サービスごとに、申込終了日時や、ポイント付与の対象となる決済・チャージの期限日異なる場合があります。期限日等の詳細は、各キャッシュレス決済サービスのホームページ等をご覧ください。

#### ■マイナポイントの予約・申込手続支援窓口

ICカードリーダーやマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方で、申込みの支援が必要な方のために、マイナポイント申込みの支援を行っています。

申し込む決済サービスに必要な事前準備と、公金受取口座の登録を行う場合は本人名義の口座情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号)を確認のうえ、マイナンバーカードを持ってください。なお、申込期限に向けて窓口の混雑が予想されるため、日程には余裕を持ってください。

**【とき】**月曜日～金曜日、第2・4日曜日の▶午前9時～正午 ▶午後1時～5時 \*午前は11時まで、午後は4時まで番号札を配布 \*祝日を除く**【ところ】**マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)**【対象】**区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方

**【問合せ】**▶マイナンバーカードの申請=墨田区マイナンバーカードコールセンター☎5608-6370 ▶マイナポイント事業=マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178(外国語対応☎0570-028-125) ▶マイナポイントの手続=マイナポイント申込支援窓口☎5608-1111(内線3667)

### 交通ルールやマナーを守りましょう **自転車安全利用推進月間**

近年、通勤や業務、宅配サービスで自転車を利用する人が増えています。5月は、自転車安全利用推進月間です。4月からは、ヘルメット着用が努力義務となりました。交通ルールやマナーを守って安全な運転を心掛けましょう。

#### ■自転車安全利用五則

下記の五則を守り、安全運転をしましょう。**【自転車安全利用五則】**▶自転車は車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先 ▶交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ▶夜間はライトを点灯 ▶飲酒運転は禁止 ▶ヘルメットを着用

**【問合せ】**▶土木管理課交通安全担当☎5608-6203 ▶本所警察署☎5637-0110 ▶向島警察署☎3616-0110

### ご理解をお願いします **クールビズ**

区では、夏季の省エネルギー対策の一環として、職員の軽装着用(クールビズ)を実施しています。**【期間】**10月31日まで**【問合せ】**総務課庶務係☎5608-6242

### ご利用ください **資源循環・地域連携促進補助金**

ゼロカーボンシティの実現のため、地域と連携した資源循環の事業化に向けた経費の一部を補助します。

事業や提出書類等の詳細は区ホームページをご覧ください。



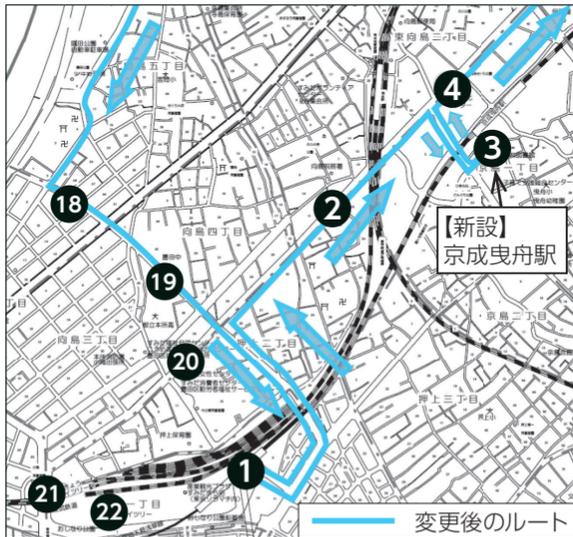
**【補助対象事業】**ゼロカーボンシティの実現に向け区内で取り組む、資源循環に関する課題の解決を図る事業**【補助率】**10/10**【補助限度額】**100万円**【申込み】**事前に相談のうえ、申請書と必要書類を、直接または郵送で、すみだ清掃事務所(〒130-0002業平5-6-2)☎5819-2572へ \*事業説明会を実施予定

### 停留所の新設とルートの一部変更、時刻表の改正を行います **区内循環バス事業**

6月1日に、区内循環バス北西部ルートに3番停留所「京成曳舟駅」を新設します。この停留所の設置に伴い、下図のとおり北西部ルートの一部変更等を行うとともに、北西部および北東部ルートの時刻表を改正します。

**【変更内容】**▶3番停留所「京成曳舟駅」の新設 ▶20番停留所「すみだ女性センター」、21番停留所「とうきょうスカイツリー駅」、22番停留所「東京スカイツリータウン®」の休止 ▶2番停留所の名称を「曳舟駅南(向島税務署入口)」から「曳舟駅南(高木神社・向島税務署入口)」へ変更 ▶北西部・北東部ルートの時刻表改正 \*詳細は区ホームページを参照**【問合せ】**都市計画課公共交通担当☎5608-1263

#### ■区内循環バス・北西部ルート



### 東京ミズマチ®に新しく開店します **観光支援施設 コネクトすみだ[まち処]**

区内生産品の販売や観光情報の発信をする施設を、5月3日(祝)午前10時にオープンします。また、5月31日(水)まで、オープン記念として、区内在住在勤在学の方を対象に、商品を10%引で購入できるキャンペーンを実施します(住所などを確認できるものの提示が必要)。ぜひ、お越しください。

**【ところ】**向島1-23-9東京ミズマチイーストゾーンE03**【問合せ】**▶一般社団法人墨田区観光協会☎6657-5160 ▶観光課観光担当☎5608-6931

### ぜひ、ご相談ください **民生委員・児童委員**

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、生活上の困り事の相談に乗り、内容に応じて適切な関係機関・団体につなぐ、区民と行政とのパイプ役です。高齢者や障害者、児童、生活困窮世帯等の相談支援や実態把握、訪問活動、地域福祉活動への参加等、幅広い活動を行い、社会福祉の増進に尽力しています。その中でも、児童に関する相談支援を専門とするのが、主任児童委員です。学校や児童相談所、子育て支援総合センター等と連携し、虐待やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く様々な問題の早期発見、解決に向けて活動しています。必要な際は、ご相談ください。

また、5月12日の民生委員・児童委員の日にちなみ、区の民生委員・児童委員の活動をパネル展示等で幅広く紹介する催しを行います。ぜひ、お越しください。

**【とき】**5月11日(木)・12日(金)の開庁時間中 \*12日は午後3時まで**【ところ】**区役所1階アトリウム**【問合せ】**厚生課厚生係☎5608-6150

### 個人住民税の証明書を発行します **令和5年度特別区民税・都民税の「課税(非課税)証明書」「納税証明書」**

**【発行開始日】**▶課税(非課税)証明書=6月9日(金) \*給与特別徴収のみの方は5月16日(火) \*マイナンバーカードによるコンビニでの交付は全て6月9日(金) \*申告日当日の証明書発行は不可 \*無収入の方は、その旨の申告が必要な場合あり ▶納税証明書=令和5年度の納税が確認できた日 \*マイナンバーカードによるコンビニでの交付は不可**【発行場所】**税務課(区役所2階)、各出張所**【手数料】**1通300円 \*マイナンバーカードによるコンビニでの交付は1通200円**【持ち物】**本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) \*代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要**【問合せ】**税務課税務係☎5608-6008

### おうちでできるSDGs **「みんなのおうちに太陽光」キャンペーン**

都では現在、「みんなのおうちに太陽光」キャンペーンで、電気代の削減が期待でき、災害時の電力確保にも役立つ、太陽光パネル・蓄電池の共同購入の参加者を募集しています。参加者が多いほど、割安に設備導入できます。詳細は「東京 みんなのおうちに太陽光」のホームページをご覧ください。



**【参加登録期限】**7月31日 \*無料の参加登録後に見積りの提示があり、契約の検討が可能**【対象】**都内の各家庭・商店・小規模事業所**【申込み】**「東京 みんなのおうちに太陽光」のホームページから申込み**【問合せ】**▶「東京 みんなのおうちに太陽光」事務局☎0120-723-100 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前10時～午後6時(祝日を除く) ▶環境保全課環境管理担当☎5608-6207



**ご注意ください** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

**おもてなしの心でごみのないまちへ  
クリーンキャンペーン(区内一斉清掃活動)**

区では、5月30日の「ごみゼロデー」にちなみ、毎年、町会・自治会や老人クラブ、事業者等の協力により、クリーンキャンペーン(区内一斉清掃活動)を行っています。この度、新たに活動する団体や事業者等を募集します。  
**[活動日]**5月21日(日)**[申込み]**電話で5月8日までに、すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229へ \*参加する団体・事業者等には、ごみ収集袋を事前に配付

**こどもの日は家族で「しょうぶ湯」を  
ふれあい入浴デー**

5月5日のこどもの日は、にこにこ入浴証をお持ちの方および一緒に入場する家族の方が、区内の公衆浴場を半額で利用できる「ふれあい入浴デー」です。この日は、しょうぶ湯が楽しめます。ぜひ、ご利用ください。これに伴い、無料で入浴できる「にこにこ入浴デー」は、5月3・4日のいずれか1日となります。  
**[費用(通常の入浴料金の半額)]**▶12歳以上の方=250円 ▶6歳~11歳の方=100円 ▶5歳以下の方=50円**[問合せ]**高齢者福祉課 支援係 ☎5608-6168・FAX5608-6404 \*詳細は区ホームページを参照

**対象の方は申請してください  
児童手当の再申請**

令和4年度の児童手当法の一部改正に伴い、所得上限限度額超過により、新規申請が却下になった場合や現況審査で資格が消滅した場合等で、令和5年度の課税状況(令和4年中の所得)で所得上限限度額未満となった場合は、再度、児童手当の申請が必要です。原則、申請の翌月から支給のため、5月中の申請で年度初めの6月分(10月振込)からの支給が可能です。なお、6月以降でも住民税の課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内の申請であれば、6月分から支給できます(課税通知書の受取日を確認する場合あり)。所得上限限度額等の詳細は区ホームページをご覧ください。  
**[問合せ]**子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6160

**手当額が改定されました  
特別障害者手当等**

消費者物価指数の変動により、4月から特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置分)の手当額が改定されました。なお、改定額の通知は個別に送付しませんので、ご了承ください。また、▶住所・氏名・扶養義務者・振込口座に変更があった ▶受給者が死亡または施設に入所した ▶3か月を超えて入院または介護老人保健施設等に入所している(特別障害者手当受給者のみ)のいずれかに該当する方は届出が必要です。

**[改定前・改定後の手当月額]**下表のとおり**[問合せ]**障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163

手当の種類別	手当月額	振込月
特別障害者手当	<b>[改定前]</b> 2万7300円 <b>[改定後]</b> 2万7980円	5月
障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)	<b>[改定前]</b> 1万4850円 <b>[改定後]</b> 1万5220円	

**31日はサイクルの日  
自転車のリユース・リサイクル  
と羽毛布団のリサイクル**

家庭で不用になった、まだ乗れる自転車を回収し、アジアやアフリカへ届ける自転車リユース・リサイクル事業と、羽毛布団のリサイクル事業を実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。  
**[回収日時/回収場所]**5月31日(水)午前9時~午後2時/すみだ清掃事務所(業平5-6-2)**[回**

**収品目(自転車)**乗車可能な次のいずれかの自転車▶大人用自転車 ▶子ども用自転車 ▶電動アシスト自転車 ▶マウンテンバイク ▶折り畳み式自転車 \*パンクしているものも可 \*ストライダーは不可**[回収品目(羽毛布団)]**ダウン率50%以上のもの**[対象]**区内在住在勤の方 \*事業者を除く**[費用]**無料**[申込み]**5月24日までに電話で、すみだ清掃事務所 ☎5819-2572へ \*専用サイトからも申込可

**環境にやさしい生活のため、ぜひご利用ください  
みどりの補助金制度**

まちに潤いと安らぎをもたらす緑を増やすため、屋上や壁面などを新たに緑化する方へ、工事費等の一部を助成しています。また、区内に残された自然度の高い貴重な樹木(特別保全樹木)を保全するため、せん定費用や樹木診断費用の一部を助成しています。詳細は工事着工前に問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**[助成内容]**下表のとおり**[問合せ]**環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208

種別	助成対象・条件	助成金額
屋上緑化	建築物の屋上(最上部の平たんな屋根部分等)や屋根のないルーフラバルコニー等に設置する1m <sup>2</sup> 以上の緑地 *築1年以上の建築物は事前の安全点検が必要(費用は区が負担) *花壇(一年草の草花)や菜園、プランター等は対象外	1m <sup>2</sup> につき1万円で作出した額と、工事費(税抜き)の半額を比べて少ない方の額(屋上緑化・壁面緑化のいずれも上限40万円) *1万円未満切捨て
壁面緑化	道路に面した建築物の壁面に1m <sup>2</sup> 以上の補助器具を設置し、つる性植物等で覆ったもの	
緑のへい(生け垣)	道路に面した沿道部分に、塀の形成を目的として高さ1m以上の樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの	植え込み地の長さ1mにつき2万円で算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ない方の額(上限40万円)
緑のへい(植樹帯)	道路に面した沿道部分の植栽ます(幅50cm以上)に、樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの *草花は対象外	植え込み地の面積(植栽ますの縁石を除く)1m <sup>2</sup> につき2万4000円で算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ない方の額(上限40万円)
特別保全樹木(樹木)	生育状態が健全で、地上1.5mの高さにおいて幹の周囲が1.2m以上の樹木	▶せん定費用=1本につき2万円(5本まで)で作出した額と、せん定費(税抜き)を比べて少ない方の額(上限10万円) ▶樹木医による樹木診断費用=診断費用(税抜き)の半額(上限2万円)
特別保全樹木(生け垣)	生育状態が健全で、道路に面し、高さ1m以上・総延長30m以上の植栽	▶せん定費用=1mにつき500円で算出した額(上限2万円) ▶樹木医による樹木診断費用=診断費用(税抜き)の半額(上限2万円)

- ①緑のへいの工事に当たり、ブロック塀を取り壊した場合には、ブロック塀の長さ1mにつき1万円を助成金額に加算します。
- ②建築基準法などの法令に適合しない建築物に設置する場合および条例・要綱に基づき設置する場合を除きます。
- ③設置する場所により、助成対象とならない場合があります。
- ④特別保全樹木は事前に指定が必要です。

**毎月1日は  
墨田区防災の日**

5月1日の点検項目  
話し合い  
わが家で確認  
避難場所

**毎月5日は  
すみだ環境の日**

5月のエコしぐさ  
フードロス  
食べる分だけ  
作りましょう

墨田区環境キャラクター「地球くん」

**区政情報番組  
ウィークリー すみだ**

**5月の番組表**

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区ホームページでご覧になれます。  
**[問合せ]**広報広聴担当 ☎5608-6220

キャスター 大山美佳さん

☑=特集 ☒=すみだのそこが知りたい ☒=レッツスポーツinすみだ  
 ①新型コロナウイルス感染症の影響で、放送内容が一部変更となる場合があります。ご了承ください。

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
5月7日(日)~13日(土)	☒ 市民後見人			
5月14日(日)~20日(土)	☑ パラノマサイト FILE23 本所七不思議	☒ 市民後見人	☑ パラノマサイト FILE23 本所七不思議	☒ 市民後見人
5月21日(日)~27日(土)	☒ 鐘ヶ淵イーグルス			
5月28日(日)~6月3日(土)	☒ 鐘ヶ淵イーグルス	☑ パラノマサイト FILE23 本所七不思議	☒ 鐘ヶ淵イーグルス	☑ パラノマサイト FILE23 本所七不思議

\*ケーブルテレビへの加入・問合せは、株式会社J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ